

1月31日の政策説明会後まで
非公開

令和7年1月27日
部長会議資料
建設部住宅課

1

長野市居住支援協議会の設立について

建設部 住宅課

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律」(平成29年10月25日施行)

新たな住宅セーフティネット制度 3つの柱

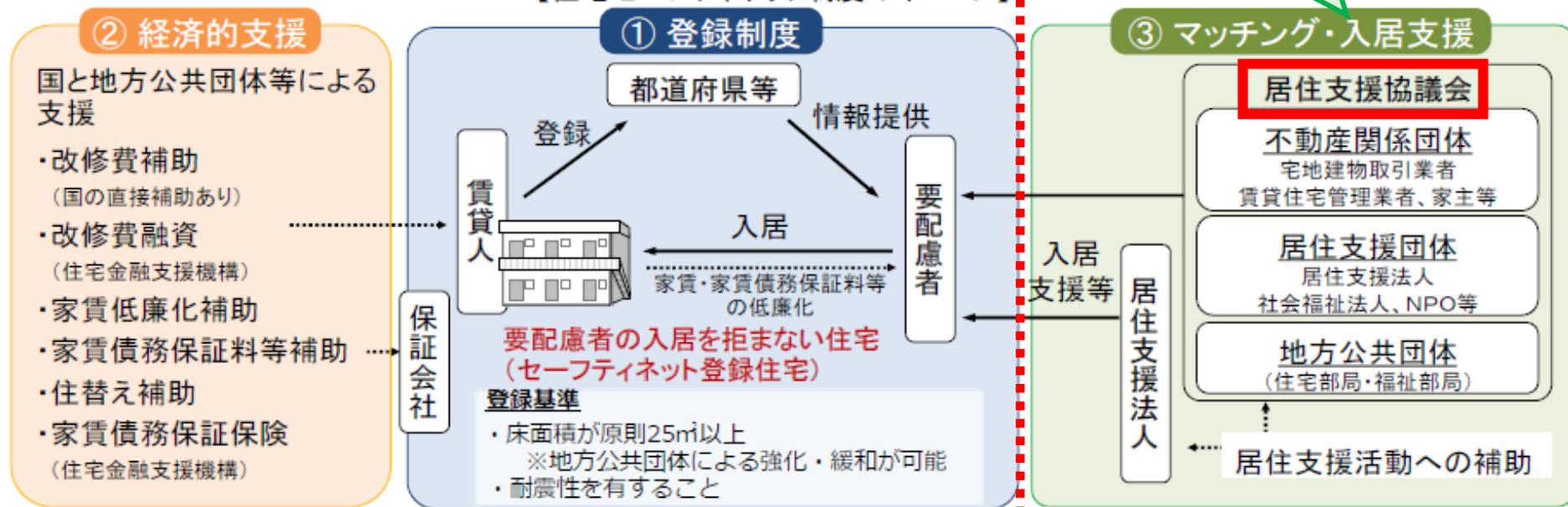
① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

令和6年6月5日公布
令和7年秋頃 施行
国土交通省・厚生労働省共管
「居住支援協議会設立」努力義務化

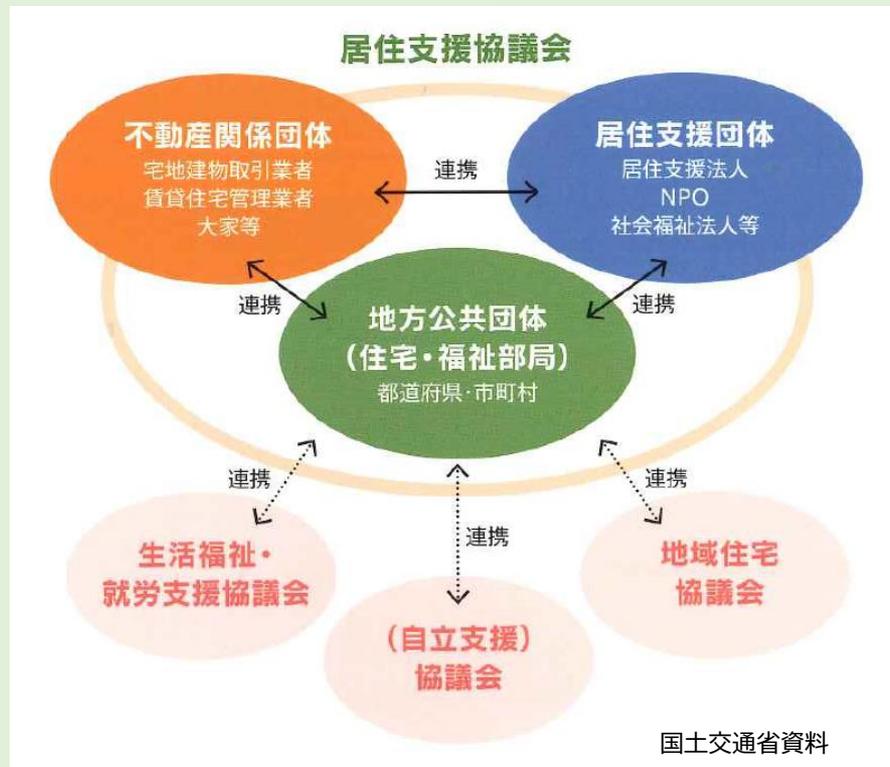
【住宅セーフティネット制度のイメージ】



「住宅確保要配慮者」
 「民間賃貸住宅の
 賃貸人」
 双方への支援

◆主な活動内容（例）

- 会議での協議・情報交換、勉強会
- 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談事業、物件の紹介
- 家賃債務保証制度、安否確認サービス等の福祉制度紹介など



○住宅確保要配慮者の範囲

住宅セーフティネット法で定める者

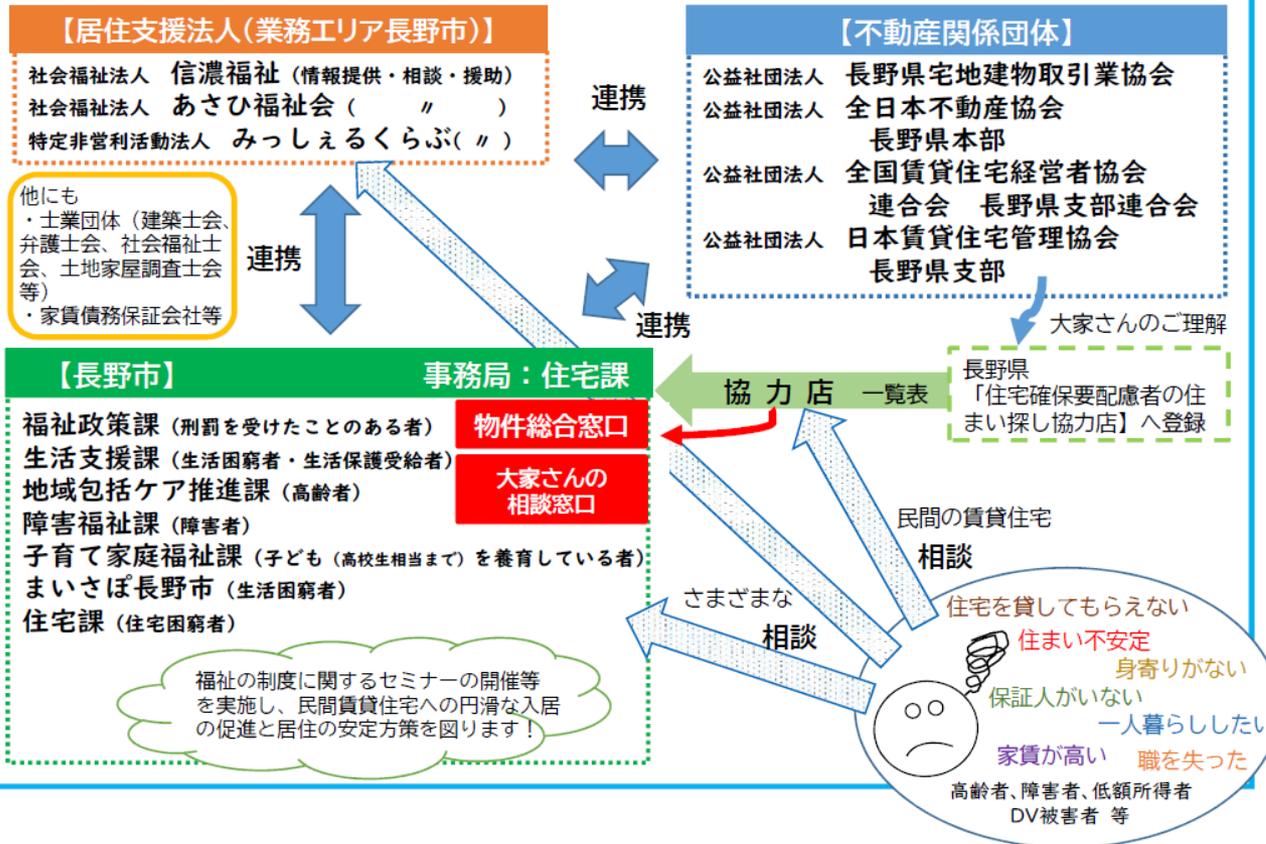
- ①低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ②被災者(発災後3年以内) ③高齢者 ④障害者
- ⑤子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥住宅の確保に特に配慮を要するものとして
 国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・外国人等(条例や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者等、生活困窮者など)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者(発災後3年以上経過)
- ・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
 【長野県賃貸住宅供給促進計画において定める者】
- ・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被爆者 ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者 ・LGBTQをはじめとするマイノリティ
- ・UIターンによる転入者 ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行うもの ・犯罪を犯した者等 ・身元保証人を確保できない者

長野市居住支援協議会(案)

～賃貸人が住宅確保要配慮者に空き家・空き室を安心して提供できる環境づくりを目指して～



○主な活動内容

- 1 住宅確保要配慮者に対する支援**
 ⇒「住宅確保要配慮者の住まい探し協力店」等の紹介
- 2 不動産関係団体等に対する支援**
 (すまい探し協力店を増やす支援)
 ⇒大家さんの相談窓口設置
 ⇒大家さんへの福祉制度の説明会・周知
 勉強会の意見を反映
- 3 協議会関係者間の連携強化**
 ⇒総会や定期的な担当者レベルでの部会
- 4 その他**
 ⇒相談事例の課題検討や協議
 ⇒協議会の周知

今後の予定

- 1月27日 部長会議
- 1月31日 政策説明会
- 3月13日 長野市居住支援協議会 設立総会